実践セキュリティ特論 II 苗村先生課題

28G23027 川原尚己

1. 日本の個人情報保護法と GDPR のアプローチの違いはどんなところにありますか?利活用の点ではなく個人情報保護の観点について述べてください。

個人情報保護法においては、個人情報をデータベース化して利用している者が対象であり、コンピュータ上にデータベースを作成・利用する場合の他に、体系立てて検索可能にしている場合も含まれる.

一方でGDPRでは、個人データの管理者か処理者に対して適用され、管理者・処理者がどの国の所属にあるかにかかわらず、EU内を拠点にしているかどうかによって保護対象となる個人データが異なる.

2. 日本における個人情報の利活用について、第一回の講義を元に場合分けをし、 かつど のような使い方があるのかを述べてください。

各情報の種別・性質・使用法を以下に示す.

元データ

個人から収集したままのデータ. 個人情報が含まれるため、そのままでは利用できない.

● 仮名加工情報

他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報が加工されたデータ.

- ▶ 個人情報である仮名加工情報 元データを参照すれば個人を特定できるように加工された仮名加工情報.
- ▶ 個人情報でない仮名加工情報 元データを参照しても個人を特定できないように加工された仮名加工情報。
- 匿名加工情報

個人情報に含まれる記述等の一部を削除するなどして、特定の個人を識別できないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの. 匿名加工情報であれば、本人の同意を得ることなく第三者への提供が可能である.

個人情報でない仮名加工情報は上述の定義を満たすため、 匿名加工情報である.